

平成 23 年 11 月 25 日  
大阪府 住宅まちづくり部  
タウン推進室

金入設計書（積算書）の  
情報公開請求をされる皆様へ

## 金入設計書（積算書）の情報公開請求の公開範囲の制限について（お知らせ）

大阪府都市整備部において既に周知しているところですが、当室においても、入札における適正な競争性や工事品質の確保、不良不適格業者の排除等を目的とした予定価格の事後公表の試行拡大に伴い、予定価格等を類推して応札することを防ぎ、より、適正な競争環境を確保するため、下記のとおり金入設計書（積算書）の情報公開に一部制限を加えることとしましたので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

### 記

1. 対 象 : 建設工事、業務委託等の金入設計書（積算書）の情報公開請求
2. 公開の範囲 :

#### 【平成 23 年 11 月 21 日以降に情報公開請求を受付した案件】

- 情報公開請求に対する公開範囲を契約締結後、発注事務所に公表している積算内訳書の範囲（基本、1 式計上の内訳書）までとし、単価情報（代価表含む）は非開示とします。
- 平成 23 年 11 月 21 日以前に契約締結した金入設計書の情報公開請求も同様の対応とします。
- あわせて発注事務所に公表している積算内訳書を、新土木工事積算体系にいう、レベル3（新土木工事積算体系が無い工種は 1 式計上の内訳書）までとし、公表範囲を拡大します。